

# 広島県特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(厚生労働省発健第1219002号)の規定により、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医(以下「難病指定医等」という。)が勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所(以下「医療機関」という。)が実施する特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票電子化等推進事業(以下「事業」という。)に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の補助基準額及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当

該財産の財産処分が完了する日，又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 事業完了後に，消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には，別紙様式第2号により速やかに，遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお，補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には，当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は，規則第6条第1項の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による補助金実績報告書の様式は，別紙様式第3号のとおりとし，その提出期限は事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか，この要綱に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附則

この要綱は，令和4年9月30日から施行する。

別表

事業名	補助基準額	補助対象経費	補助率
臨床調査個人票電子化等推進事業	1 医療機関当たり 100,000 円	特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費，役務費，委託料，備品購入費，負担金	1/2

番 号  
年 月 日

広島県知事様

住 所  
医療機関名  
代表者氏名

年度 臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙（1）のとおり）
- 3 事業実施計画書（別紙（2）のとおり）
- 4 添付書類
  - （1）見積書の写し等
  - （2）その他参考となる資料

様式第1号 別紙(1)

経費所要額調書

(医療機関名： )

	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選定額 〔(D), (E)の いずれか少ない額〕 (F)	県費補助 基本額 〔(C), (F)の いずれか少ない額〕 (G)	県費補助 所要額 ((G)×1/2) (H)	備考
臨床調査個人票電子化 等推進事業	円	円	円	円 100,000	円	円	円	円	
計				100,000					

様式第1号 別紙(2)

事業実施計画書

(医療機関名： )

補助対象経費区分	品目名	数量	支出予定額(税込)
			円
			円
			円
合計(税込)			円

※ 「補助対象経費区分」欄は、別表「補助対象経費」欄より選択して記入すること。

番 号  
年 月 日

広島県知事様

住 所  
医療機関名  
代表者氏名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日指令 第 号により交付決定を受けた 年度臨床  
調査個人票電子化等推進事業補助金について、広島県特定医療費支給認定事務における臨  
床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱第5条第8項の規定に基づき、次のとおり  
報告します。

1 広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）第13条の規定による額  
の確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税  
額（要補助金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資  
料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

番 号  
年 月 日

広島県知事様

住 所  
医療機関名  
代表者氏名

年度 臨床調査個人票電子化等推進事業補助金実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）
- 3 事業実施報告書（別紙（2）のとおり）
- 4 添付書類
  - （1）領収書の写し等
  - （2）その他参考となる資料

（振替先預金口座名義）

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	店 所
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

様式第3号 別紙(1)

経費所要額精算書

(医療機関名： )

	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 〔(D), (E)の いずれか少ない額〕 (F)	県費補助 基本額 〔(C), (F)の いずれか少ない額〕 (G)	県費補助 所要額 ((G)×1/2) (H)	県費補助 交付決定額 (I)	精算額 〔(H), (I)の いずれか少ない額〕 (J)
臨床調査個人票電子化等推進事業	円	円	円	円 100,000	円	円	円	円	円	円
計				100,000						

事業実施報告書

(医療機関名： )

補助対象経費区分	品目名	数量	支出済み額(税込)
			円
			円
			円
合計(税込)			円

※ 「補助対象経費区分」欄は、別表「補助対象経費」欄より選択して記入すること。